

# 国家食料戦略の調査報告書第二部における勧告の概要

## ジャンクフードサイクル脱却による 国民保健サービスの保護

- 勧告1 砂糖・塩利用税の導入。低所得世帯の野菜・果実消費のためのプログラムへの予算活用
- 勧告2 大規模食品関連企業への報告義務導入  
※環境や健康への影響分析のため、年次報告を義務化
- 勧告3 学校での新たな食関連の教育計画の開始  
※料理方法や栄養知識に関する教育計画

## 最適な土地利用の実現

- 勧告8 少なくとも2029年まで、持続可能な土地利用への移行のための農業関連支払予算の保証  
※EU離脱後も環境重視に必要な予算を確保
- 勧告9 農村土地利用枠組みの創設  
※気候中立目標のため、土壌環境に適した土地利用を促進
- 勧告10 貿易に関する最低基準と運用方法の設定  
※貿易交渉にて環境保護、動物福祉、食品安全基準を設定

## 食に関連した不平等の削減

- 勧告4 無料給食の適用範囲の拡大
- 勧告5 「余暇活動と食料」計画に3カ年資金拠出  
※食料確保が不安定な世帯の子供への余暇活動と食料の供給を行うプログラム
- 勧告6 「ヘルシー・スタート」プログラムの拡充  
※低所得者持ち世帯等への食料切符の適用拡大
- 勧告7 低所得世帯の食生活改善のための「コミュニティ・イートウェル」プログラムの試行  
※医療機関による、低所得者向けの果物・野菜の処方と食関連教育をセットにしたプログラム

## 食文化の長期的な変革

- 勧告11 より良いフードシステム創出のためのイノベーションに対する10億ポンドの拠出  
※健康な食生活や環境負荷低減農法等を支援
- 勧告12 全国フードシステムデータ計画の創設  
※英国環境・食糧・農村地域省の各種支援プログラムを活用し、データを収集
- 勧告13 健康的で持続可能な食生活への税収利用のための政府調達規則の強化  
※公共部門の食料調達に際して、健康や持続可能性を重視
- 勧告14 明確な目標設定と法制化

(出所) 国家食料戦略の調査報告書第二部を基にジェトロ作成